

豊島区いじめ防止対策推進基本方針

豊島区教育委員会（平成26年10月27日）

改正 令和元年10月30日

1 基本理念

- (1) いじめは児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす人権侵害である。いじめの防止等のための対策は、すべての児童・生徒が生命を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように取り組まなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、児童・生徒の生命及び心身を保護し、児童・生徒をいじめから守り通すとともに、児童・生徒のいじめに関する理解を深め、児童・生徒がいじめを知りながら見過ごすことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように行われなければならない。
- (3) 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校を中心として、警察、児童相談所、その他いじめの防止等に関係する機関等（以下「関係機関等」という。）と連携し、組織的に取り組まなければならない。
- (4) いじめの防止等のための対策は、学校はもとより、区、地域住民、家族その他の関係者の連携の下、いじめの問題を解決することを目指して行われなければならない。

豊島区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、学校におけるいじめ問題を解決し、児童・生徒の生命の尊厳を保持するため、豊島区（以下「区」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関等と緊密に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や豊島区いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）等に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、豊島区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童・生徒に、いじめを行ってはならないという行動規範を徹底しなければならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

区及び学校は、次の基本的な考え方に基づき、いじめ根絶に向けた取組を推進する。

- (1) いじめる児童・生徒に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- (2) いじめられている児童・生徒からの声を確実に受け止め、児童・生徒を徹底して守り通す。
- (3) 周囲の児童・生徒に対して、「いじめを見て見ぬふりしない」よう指導するとともに、児童会や生徒会等によるいじめの根絶に向けた主体的な取組を支援する。
- (4) 特定の教職員がいじめの問題を抱え込むことなく、学校と子どもスキップが一丸となって機動的かつ組織的に対応することができるよう、校長のリーダーシップの下、子どもスキップ所長との連携体制や教職員の指導力と学校の組織力の向上を図る。
- (5) いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じたきめ細やかな対応の充実を図る。
- (6) いじめを「心のけが」ととらえるインターナショナルセーフスクールの効果的な取組をすべての学校が共有し、いじめに対する予防的な対応の充実を図る。
- (7) 豊島区の地域性を踏まえ、児童・生徒をいじめから守るため、保護者・地域住民・関係機関等との連携を深め、「オール豊島」でいじめの問題を解決する。また、就学前の幼児に対しても、いじめの萌芽を摘み取ることができるよう、区内の保育園や幼稚園との情報共有に努める。

5 未然防止

- (1) 学校は、法第13条及び条例第10条に基づき、学校いじめ防止対策推進基本方針を策定する。
- (2) 学校は、学校いじめ防止対策推進基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付け、いじめの未然防止のための取組（基本方針の周知、いじめが起こらない環境づくり、教員研修、いじめに関する授業の実施、いじめの疑いのある状況を発見するためのアンケートの実施状況等）についての達成目標を設定し評価する。
- (3) 学校は、評価結果を踏まえ、学校いじめ防止対策推進基本方針を見直し、取組内容の改善を図る。
- (4) 学校は、法第22条及び条例第13条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための学校いじめ対策委員会を設置する。
- (5) 学校は、児童・生徒の学校生活に対する意欲や学級への満足度、対人関係に関する状況を質問紙などにより把握し、いじめの未然防止に役立てる。
- (6) 学級担任は、学級経営の責任者として、児童・生徒と積極的にコミュニケーションをとり、児童・生徒との人間関係を構築する。
- (7) 学校は、「特別の教科 道徳」や特別活動等において、児童・生徒がいじめ問題について主体的に考え、話し合い、行動する力を身に付けるよう、いじめ問題に関する項目の授業を計画的に行う。その際は、東京都教育委員会が作成した「いじめ防止のための『学習プログラム』」等を活用する。
- (8) 学校は、児童会・生徒会等によるいじめ根絶に向けた主体的な取組を支援する。
- (9) 学校は、いじめに対する学校の取組姿勢を保護者や地域住民に理解を得て連携・協力体制を築くため、保護者会や学校運営連絡協議会等を積極的に活用して日頃から学校いじめ防止対策推進基本方針をはじめとしたいじめ問題への取組姿勢についての内容を説明する。また、学校便りやホームページ等を活用して、広く区民にも周知を図る。

6 早期発見

- (1) 豊島区独自の「いじめ実態調査」を各学期初めに年3回実施する。各教員は調査の内容から児童・

生徒の状況を把握するとともに、気になる児童・生徒を重点的に観察して初期段階のいじめを素早く察知する。

- (2) 児童・生徒が気兼ねなく積極的にスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、小学校第5学年、中学校第1学年を中心に、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- (3) 教職員は、児童・生徒との面談を年3回程度実施し、本人や友人関係のこと、学級、部活動のことなどを把握する。
- (4) 校長・副校長やスクールカウンセラー、全教職員で校内巡回等を行い、児童・生徒の変化をいち早く把握する。また、学校全体で児童・生徒を見守っているというメッセージを発信する。
- (5) 校務支援システム等を活用し、日頃から児童・生徒の様子で気になることについて等の情報を記録するなど、学校単位で組織的に情報共有できる体制を構築する。また、進学・進級に伴う学級担任の交替や担当者の異動等により、いじめ問題への対応に遺漏が生じないよう、引き継ぎの徹底を図る。
- (6) いじめに関する保護者アンケートや個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。
- (7) すべての保護者に、スクールカウンセラーや豊島区立教育センターの活動事業について紹介するとともに、いじめなどの悩みや不安等があり、学校には相談しづらい場合に相談できる窓口として活用できることを周知する。
- (8) 子どもスキップや関係機関等は、児童・生徒の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに学校であるか否かを問わず、当該児童・生徒が在籍する学校への情報を提供する。

7 早期対応

- (1) 児童・生徒の様子の変化やいじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための対応方針を適切に策定し、学校全体で対応方針を共有して対応にあたる。
- (2) 学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の児童・生徒への支援、加害の児童・生徒への指導、周囲の児童・生徒へのケアについて、対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。
- (3) いじめの被害にあった児童・生徒の安全を確保するため、授業中や休み時間を利用し、複数の教員による毎日の声掛けや、朝会等を利用した情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラー等を活用し、児童・生徒やその保護者のケアを行う。
- (4) 学校いじめ対策委員会と関係機関等との連携が必要であると判断される場合は、スクールソーシャルワーカーを活用する。スクールソーシャルワーカーは、学校の状態やニーズを把握し、アセスメントを行い、学校内における支援体制等の提案・助言を行う。
- (5) 加害の児童・生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中核となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。

また、必要に応じ、加害の児童・生徒の保護者にも、当該児童・生徒にいじめの行為をさせないための支援をする。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーを活用して、加害の児童・生徒への指導の充実を図る。なお、加害の児童・生徒の保護者が、自分の児童・生徒の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携の下、加害の児童・生徒の保

護者への支援を行う。

- (6) いじめの行為を伝えた周囲の児童・生徒を守り通すことを学校全体で共通理解し、全教職員の情報共有による見守りや登下校時の付き添い、積極的な声掛けなどを通じて、児童・生徒の安全を確保するための取組を徹底して行う。その際、当該保護者とも緊密な連携を図る。
- (7) 学校は、重大性や緊急性を見据え、早期に教育委員会へ報告し、情報を共有する。教育委員会は、当該情報の内容に応じて、指導主事や豊島区立教育センターの教育相談員等を派遣し、被害を深刻化させないよう学校を支援する。
- (8) 暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、スクールサポーターやスクールソーシャルワーカー等を活用して、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。
- (9) いじめの早期解決のためには家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供する。また、これにより、保護者との連携・協力関係の構築を図る。
- (10) P T A役員や地域住民等が被害・加害の児童・生徒の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合には、P T A役員や学校運営連絡協議会等に情報提供するなど、必要に応じて連携・協力を依頼する。
- (11) 被害の児童・生徒のみならず、周囲の児童・生徒も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、地域の大人による児童・生徒の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。

8 重大事態への対処

条例に基づき、豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部を設置し、教育委員会、学校及び子どもスキップが一元的な方針の下、迅速かつ適切に対処する。

- (1) 被害の児童・生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教職員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害の児童・生徒の情報共有を必ず朝、夕2回以上実施する。また、被害の児童・生徒が帰宅した後も、教職員が、保護者に電話して様子を確認するなど、積極的に状況を把握する。
- (2) スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底やスクールカウンセラー等の心の専門家による授業観察などを積極的に実施する。また、被害の児童・生徒の保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。あわせて、豊島区立教育センターとの緊密な連携を図る。
- (3) 教職員は、家庭訪問等を通じ、被害の児童・生徒の家庭状況の把握に努めるとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して被害の児童・生徒とその家庭を支援する。また、豊島区立教育センターにスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼し、福祉の専門的な観点から児童・生徒や保護者のケアを図る。
- (4) いじめが原因で不登校に至っている被害の児童・生徒に対しては、いじめの解消はもとより、学校復帰のために柚子の木教室に通級させるほか、被害の児童・生徒の状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を実施する。
- (5) 被害の児童・生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の児童・生徒について、被害の児童・生徒が使用する教室以外の別室で学習させる等の措置を講じるとともに、被害の児童・

生徒及び加害の児童・生徒双方の状況を把握しケアを行う。

- (6) 被害の児童・生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の児童・生徒を守るとともに周囲の児童・生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報し、援助を求める。また、学校は、警察との連携や通報等に関する学校の考え方については、年度当初の保護者会等を通じて説明し、保護者との共通理解を図る。
- (7) 加害の児童・生徒への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の児童・生徒や周囲の児童・生徒の学習が妨げられる場合には、校長による訓告（教育委員会の立会いの下、加害の児童・生徒及びその保護者に対する校長による厳重注意）等の懲戒を実施する。また、教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめの行為が続く場合には、当該の児童・生徒の保護者に対して出席停止を命じる等、必要な措置を講じる。
- (8) 加害行為の背景には、例えば加害の児童・生徒が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害の児童・生徒のケアを行う。また、重大事態に至るケースにおいては、加害の児童・生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラーを活用して保護者のケアを行う。
- (9) 重大事態の発生等について教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と一体となって対応する。また、教育委員会は、いじめについての様々な問題について校長を補佐するため、指導主事等を派遣する。
- (10) 深刻ないじめの原因の一つとして、被害の児童・生徒や加害の児童・生徒の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、その際はスクールソーシャルワーカーとも連携する。児童・生徒に精神疾患等が疑われる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関と相談を行う。
- (11) 必要に応じて、教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。
- (12) 重大事態においては、間断なく児童・生徒を見守る必要がある。このため、主任児童委員や民生児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での児童・生徒の見守り、巡回を依頼する。
- (13) 教育委員会は、重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、公平性・中立性を確保した豊島区教育委員会いじめ調査委員会において、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (14) 区長は、必要があると認めるときは、法第 30 条が規定する、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会が行った調査について再調査を行うことができる。再調査に当たっては、学校や教育委員会は全面的に協力するものとする。

9 豊島区における取組組織の設置

- (1) 教育委員会は、法第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、教育委員会及び学校が一元的な方針の下、重大事態に迅速かつ適切にその対処ができるよう、教育長を本部長とする豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部を置く。(条例第 14 条)

<主な所掌事項>

- ・重大事態に対する対処について
- ・関係諸機関との連携について
- ・区長との連絡・相談について

- (2) 教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属

機関として、豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。(条例第11条)

- (3) 豊島区立教育センターや教育委員会の来所、電話、メールなど相談窓口を定期的に児童・生徒及びその保護者等に周知する。
- (4) 広報紙「教育だより豊島」や教育委員会ホームページを活用して、いじめ防止等の取組や対策についての広報、その他の啓発活動を推進する。
- (5) 教員のいじめの未然防止に対する専門性やいじめの初期段階を素早く察知する感度を高め、より実効的な指導が展開できるよう、校長、副校長、生活指導主任など職層に応じた研修を充実させる。
- (6) いじめの萌芽を摘み取るため、いじめ防止を盛り込んだ就学前体験プログラム「アプローチ・スタートカリキュラム」を、区立幼稚園、私立幼稚園、区立保育園に情報提供し、就学前からのいじめ防止に努める。
- (7) 小学校は、進学にあたって、進学先の中学校等と連携し、いじめ問題への対応に必要な情報を確実に引き継ぐ体制を整える。

10 インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- (1) 学校は、各校の情報モラル教育に関する年間指導計画に基づき、有効的な情報モラル教育を実施し、インターネット等を通じて行われるいじめを防止する。
- (2) 各学校で実施する情報モラル教育について保護者に情報を提供するとともに、意見交換会等を通じて家庭における指導に役立てる。また、フィルタリングソフトの利用や有害情報について、保護者に対する啓発を促進する。
- (3) 「SNS東京ルール」を踏まえて、学校や家庭では、携帯電話・インターネット等を適切に使用するためのルールを定める。また、スマートフォンや携帯電話の使用に関する区立学校全校共通の「豊島区ルール」を策定し、携帯電話等によるいじめや犯罪被害の防止を強化する。
- (4) インターネット等を通じていじめが行われた場合には、警察等の関係機関等と直ちに連携して、いじめに係る情報の削除を求めるなど、いじめの早期解決に努める。

11 多様な価値観に関連するいじめ防止の対策

多様性と調和についての理解の促進

- (1) 学校は、東京都教育委員会の「人権教育プログラム」等の資料を活用し、人には多様性があることや一人一人の違いを尊重することの大切さを児童・生徒に理解させる。
- (2) 学校は、多様な価値観が受け入れられずに発生したいじめの相談を受けた場合には、専門家を含めたケース会議等を開催するなどして組織的に対応する。
- (3) 学校は、子どもの権利擁護委員をはじめとした関係機関等と連携し、児童・生徒の状況を踏まえ、関係機関等の専門家から専門的な知識を得て対応する。